

鹿 児 島 県 公 報

令和元年8月13日（火）第29号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 1
- 特定漁業者の規約の制定に係る同意の認定（2件） (水産振興課取扱い) 1
- 公共測量の実施 (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (大島支庁取扱い) 2
- 公 安 委 員 会 告 示
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 2

告 示

鹿 児 島 県 告 示 第 281 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和元年8月13日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
三井調剤薬局札元店	鹿屋市札元一丁目6-37	令和元年 8月1日	育成医療・更生医療

鹿 児 島 県 告 示 第 282 号

南さつま市笠沙町片浦15303番地10 森宝徳及び南さつま市笠沙町片浦15389番地 森幸二からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年8月13日

鹿 児 島 県 知 事 三 反 園 訓

区域及び区分

- 区域 南さつま市野間池区域（南さつま市笠沙町片浦谷山，小崎，魚路，山神，野間池，岬及び太郎木場並びに笠沙町赤生木姥の地区）
- 区分 総トン数10トン未満の漁船により主として機船底びき網漁業を営む漁業

鹿 児 島 県 告 示 第 283 号

南さつま市笠沙町片浦15345番地3 宮内叶及び南さつま市笠沙町片浦16289番地1 宮崎太からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

令和元年8月13日

鹿児島県知事 三反園訓

区域及び区分

- 1 区域 南さつま市野間池区域（南さつま市笠沙町片浦谷山，小崎，魚路，山神，野間池，岬及び太郎木場並びに笠沙町赤生木姥の地区）
- 2 区分 小型定置漁業及びぶり飼付漁業

鹿児島県告示第284号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により，薩摩川内市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年8月13日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 公共測量（天辰第一地区土地区画整理事業 出来形確認測量）
- 2 作業の期間 令和元年8月5日から令和2年2月28日まで
- 3 作業の地域 薩摩川内市天辰町

鹿児島県告示第285号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により，次のとおり道路の区域を変更した。

なお，区域を表示した図面は，令和元年8月13日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和元年8月13日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	坂元伊敷線	鹿児島市下伊敷一丁目575番1地先から583番8地先まで	前	23.5～33.0	20.0
			後	23.5～29.0	20.0

大島支庁告示第4号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により，指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

令和元年8月13日

大島支庁長 松本俊一

事業所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
聖隷かがやき	大島郡龍郷町赤尾木字手広1679番2	社会福祉法人聖隷福祉事業団	静岡県浜松市中区住吉二丁目12番12号	山本 敏博	令和元年7月11日	児童発達支援

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第45号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和元年8月13日

鹿児島県公安委員会委員長 鑑野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 真北斗無双第2章頂上決戦SE A	サミー株式会社	9P0743
ぱちんこ遊技機	P ガオガオキング3EWA	株式会社銀座	9P0763
ぱちんこ遊技機	P Aデジハネガオガオキング3S WJB	株式会社銀座	9P0823
ぱちんこ遊技機	P 浜崎あゆみKG-JJF	株式会社ディ・ライト	9P0759
ぱちんこ遊技機	P CYBORG009GO	株式会社ニューギン	9P0194
ぱちんこ遊技機	P 義風堂々!!～兼続と慶次～2 M3-X	株式会社ニューギン	9P0669